

## 消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会開催要綱

### (検討会の開催)

第1条 東日本大震災の教訓及び現在の社会情勢を踏まえ、消防本部が平常時から整備しておくべき消防力及び消防水利のあり方等について検討するため、消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会(以下「検討会」という。)を開催する。

### (検討項目)

第2条 検討会では次に掲げる項目について検討する。

- (1) 東日本大震災を踏まえた「消防力の整備指針」の見直しに関する事
- (2) 社会情勢等の変化に対応した「消防力の整備指針」の見直しに関する事
- (3) 東日本大震災を踏まえた「消防水利の基準」の見直しに関する事
- (4) その他必要と認める事項に関する事

### (検討会)

第3条 検討会は次項に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は、消防庁長官が委嘱する学識経験者、地方公共団体の消防関係者等とする。
- 3 検討会には、委員の互選により座長を置く。
- 4 座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- 5 座長に事故がある時は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- 6 検討会には、委員の代理者の出席を認める。
- 7 座長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会に出席させることができる。
- 8 検討会は原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

### (ワーキンググループ)

第4条 検討会における調査・検討を踏まえ、より実務に即して調査・検討内容を精査するため、検討会にワーキンググループ(以下「WG」という。)を置く。

- 2 WG委員は、消防庁長官が委嘱する学識経験者、地方公共団体の消防関係者等とする。
- 3 WGにグループ長を置き、座長がグループ長を兼ねるものとする。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、検討会の運営期間とする。

### (庶務)

第6条 検討会に係る庶務は、消防庁消防・救急課が処理をする。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年9月2日から実施する。